

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（339）」
2. 日時：平成29年9月11日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、  
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 想定破損及び消火水による溢水の影響並びに地震時の溢水影響への対策について、没水及び被水への対策は異なる記述だが同様の対策を施すのではない。それぞれ溢水影響への対策を整理して提示すること。
- 漏えい蒸気の直接噴射に係る防護対象施設への防護対策について、当該防護対象施設と蒸気漏えい元である破損想定箇所との距離や位置関係も含めて整理して提示すること。
- 火災防護区画設置を反映した蒸気影響評価について、評価の目的及び前提条件を根拠とともに明確にした上で、評価結果の妥当性を再度整理して提示すること。
- 漏えい検知器について、溢水対策で閉止する床ドレンファンネルとの位置関係を整理した上で、設置方針を整理して提示すること。
- 淡水貯水池はスロッシング時においても溢水させないとしているが、その具体的な設計方針を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 内部溢水の影響評価について（コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）